

社会福祉法人昭和村社会福祉協議会 職員の職務に専念する義務の特例に関する規程

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人昭和村社会福祉協議会職員の就業規則（以下「就業規則」という。）第7条第1項第5号に基づき、職務に専念する義務の特例に関し、規定することを目的とする。

(職務に専念する義務の免除)

第2条 職員は、次の各号の一に該当する場合においては、あらかじめ会長又はその委任を受けた者の承認を得て、その職務に専念する義務を免除されることができる。

- (1) 研修を受ける場合
- (2) 就業規則に規定する健康診断を受ける場合
- (3) 職務上の教養に資するため講義等を聴講し、又は見学する場合
- (4) 職務上必要な資格試験を受ける場合
- (5) 大学又は短期大学の通信教育の面接事業に出席する場合において、年次有給休暇（その年に与えられる総日数から5日を除いた残りの日数）を使用しても所定の必要出席日数に足りない場合
- (6) 国、県、全国社会福祉協議会及び公社・事業団が主催する講習会・行事等に参加する場合
- (7) 営利を目的としない団体の事務又は事業に報酬を得ないで従事する場合
- (8) 前各号に掲げるもののほか、会長が認めた場合

2 職員は、前各号のいずれかに該当する場合において、職務に専念する義務の免除を得ようとするときは、前項第1号から第6号までの場合については事務局長の、前項第7号の場合については会長の承認を得なければならない。

3 事務局長は、第1項第1号から第6号までにおいて一月を超えて承認を与えたときは、その旨を会長に届け出るものとする。

(その他)

第3条 この規程に定めるもののほか、職員の職務に専念する義務の特例に関する必要な事項は、会長が決定する。

附 則 この規程は、平成15年1月1日から施行する。